

4 給食費の管理

給食費は、保護者の負担であることから、収支の状況はもとより、使途や購入方法等についても広く開示されるなど、保護者に対して説明責任を果たすことが重要です。また、万が一、給食費の未納が発生した場合においても、一部の保護者にのみ負担を強いるなど、公平性を欠いてはなりません。

(1) 現状と課題

現在、給食費の取り扱い方法は、公会計と私会計が混在しており、どちらの方法で給食費を管理するかは各市町が判断しています。

公会計で管理している市町においては、透明性も公平性も担保されますが、私会計で管理している市町（学校・共同調理場）には、次のような課題があると指摘されています。

本県の給食費の取扱い（27年7月現在）

| 公会計のみ | 公会計と私会計の両方 | 私会計のみ |
|-------|------------|-------|
| 15市町 | 3市町 | 17市町 |

改善すべき課題

- ・私会計では、「給食費の取り扱いに関する規定」などを設けることなく給食費を管理しているため、手続きが不透明である。＜資料1参照＞
- ・私会計では、保護者への説明責任が十分に果たされているとはいえない状況がある。＜資料2・3参照＞

＜資料1＞ 私会計における規定等整備の状況（27年7月現在）

給食費の取扱いに関する（3市町）
規定等があり、公会計に準じた管理を行っている

15%

課題

教育委員会では給食費の取扱いに関する規定等を特に設けていない
（5市町）

25%

課題

30%

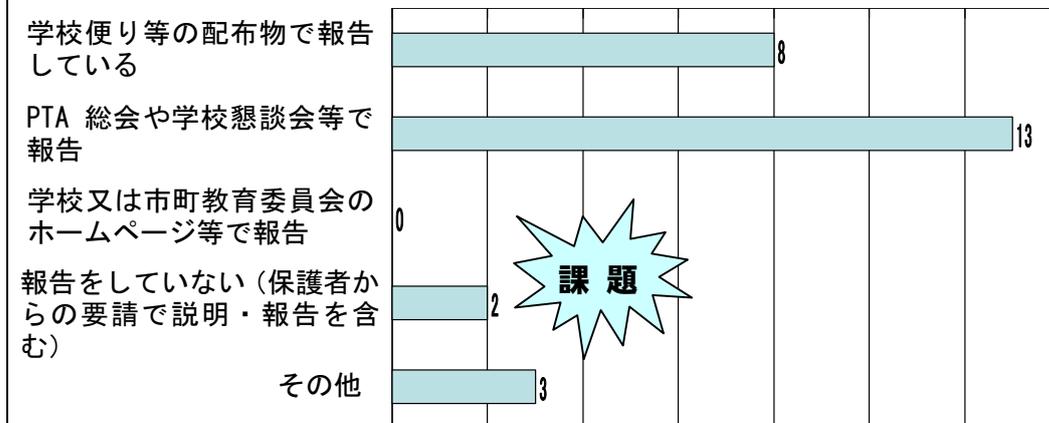
給食費の取扱いに関する規定等はあるが、公会計に準じた管理は行っていない（6市町）

取扱い等を特に設けていないが、適切な執行に関する指導をしている（6市町）

30%

課題

＜資料2＞ 私会計における保護者への予算及び決算報告の方法について
(27年7月現在)



(2) 改善策 (公会計への取組)

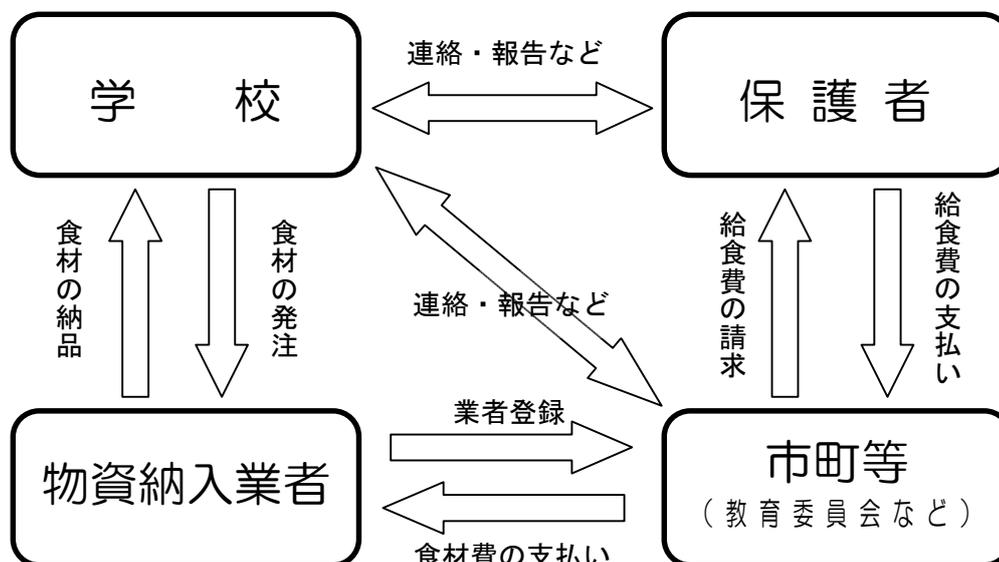
改善の方向性

公会計化により、市町等の財務規則等に基づいて給食費を管理することで、収入・支出や業者・物資選定など、給食運営全体の透明性を高めていく。

私会計で給食費を管理している市町は、公会計に移行することで、適切に給食費を管理し、保護者への説明責任を確実に果たすようにします。

ア 保護者は市町等に給食費を支払い、市町等は歳入に計上する。

公会計化における学校・市町等の役割イメージ図



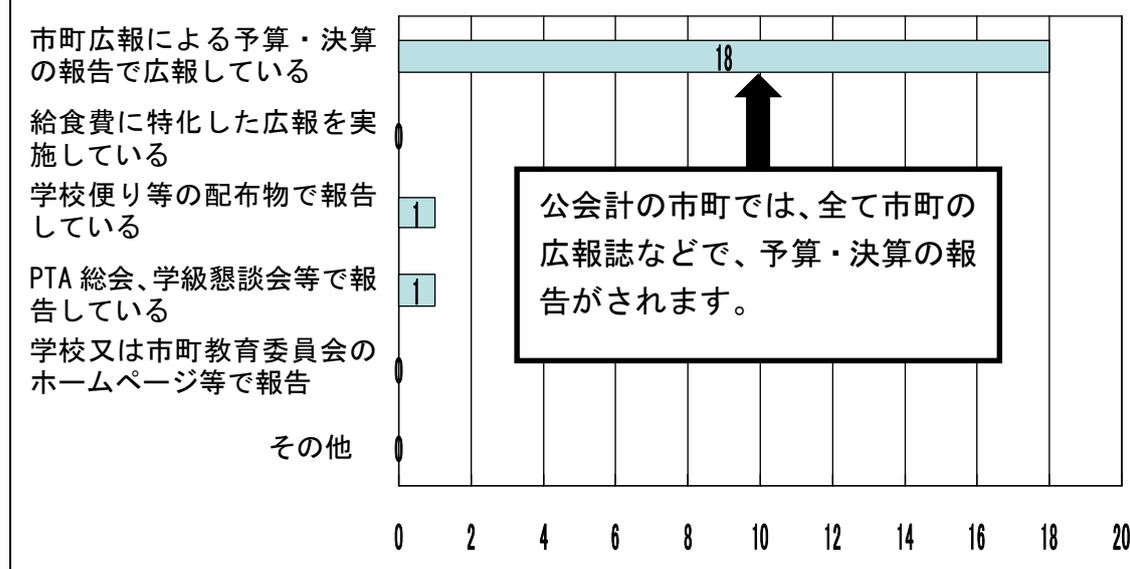
イ 市町等は、学校等と連携を図りながら、財務規則に基づいて給食費の管理を行う。

ウ 給食費の予算化・執行状況・決算は、議会の承認や監査委員会による監査を受け、情報は自治体のホームページ等を通して広く報告する。

公会計と私会計の監査・規定・情報公開の比較

| 私会計では | | 公会計になると | |
|------------|----------------------------|------------|----------------------------------|
| 監査等の実施者 | 教職員やPTA幹事など | 監査等の実施者 | ・ 監査委員会 ・ 議会（予算及び決算の審査と承認） |
| 取扱いに関する規定等 | 市町教育委員会や学校等の判断 | 取扱いに関する規定等 | 市町等の財務規則など |
| 情報公開 | ・ 児童生徒を通じた配布物で報告 ・ 報告なし | 情報公開 | ・ 市町等の広報誌による報告など ・ 市町ホームページなど |

＜資料3＞公会計における保護者への予算及び決算報告の方法について
(27年7月現在)



＜参考＞ 掛川市の給食費管理の取組

掛川市では、平成 18 年度に公会計へ移行しており、保護者は、年度当初に、「口座振替納付依頼書」を取引のある銀行に提出し、毎月末に保護者の口座から口座振替により市の会計に給食費が納入されるようにしています。(現金納付の保護者も、銀行に納入しています)

＜市教育委員会の役割＞

1 給食費の徴収については、学校と連携し、以下の取組を実施

- ・学校給食事務説明会の実施（各校給食担当が対象）
- ・給食費の口座振替に関する保護者宛依頼文の送付
- ・未納者への対応
- ・児童手当から給食費を天引きするための業務
- ・返金や清算に関する業務

掛川市では、保護者からの申し出により、児童手当から給食費を天引きするシステムも導入しており、保護者の利便性を高めています。

2 物資の選定から、業者の支払いについては、栄養教諭等と連携し、以下の取組を実施

- ・物資納入業者の登録に関する業務
- ・物資検討会及び栄養士研修会を主催し、食材を選定
- ・物資納入業者への支払い業務

＜学校・共同調理場の役割＞

1 各校給食担当は、主に以下のことについて市教委に報告・提出

- ・返金（病欠、アレルギー対応、学級閉鎖など）に関する報告
- ・児童生徒の転出入に関する報告
- ・年間給食計画（年 1 回）及び月別給食計画（毎月）の提出
- ・給食計画の変更の報告
- ・学校は前年度の就学時健康診断で、入学予定者へ給食費の徴収方法について説明

2 栄養教諭等は、主に以下の取組を実施

- ・栄養士研修会で献立を作成
- ・登録業者へ、物資の見積依頼
- ・登録業者に食材を発注
- ・その月の納品書と請求書を確認し、市教委へ送付

(3) 公会計化における効果

ア 公平性について

私会計による会計処理においては、給食費の未納があった場合、公費による補填ができないため、徴収できた給食費の範囲内で食材を購入しなければならない。そのため、未納金の発生は、給食の質や量に直接影響を及ぼしてしまう。一方、公会計における会計処理では、万が一、給食費の未納があっても公費で補填ができ、当初の予定どおりに給食が提供できる。給食費を納めている保護者にとっては、公会計のほうが、より公平な会計処理と言える。

イ 学校の多忙化解消について

公会計になると、保護者は指定の口座に直接給食費を振り込むことになる。したがって、これまで主に教職員が行っていた給食費の徴収や会計処理、督促等の業務はなくなる。

なお、公会計に移行した市町では、現場から「事務負担が軽減され、教育時間が確保されるようになった。」との声も上がっている。

(4) 公会計への移行に向けて

公会計は市町の歳入歳出にも関わる取組であるため、各市町では次のような準備が必要です。

ア 課題の整理

行政関係者（財務当局、教育委員会等）と学校関係者が公会計化に移行する上での課題を整理することが必要である。また、協議の結果を保護者や物資納入事業者の説明し、十分な理解を得なければならない。

公会計化を図る上で整理すべき課題としては、以下のようなことが考えられる。

(ア) 給食費の徴収や管理

- ・システムの開発等も含めた給食費の徴収及び管理方法
- ・会計規則等に則った給食費の会計処理方法
- ・生活保護や就学援助に関する費用の取扱い
- ・転出入児童生徒への対応方法
- ・食物アレルギー等を抱える児童生徒への対応方法

(イ) 市町と学校の役割分担

- ・市町（教育委員会）と学校の業務負担
- ・市町（教育委員会）と学校の執行体制

(ウ) 具体的な会計処理方法

- ・歳入歳出予算への計上方法
- ・未収金への対応方法
- (エ) 給食物資の調達や業者の選定方法
 - ・献立作成から物資調達に至るまでの手順や役割の整理
 - ・必要な委員会等の設置
- (オ) 条例等についての検討
 - ・財務規則等についての確認と整理
 - ・課題を整理した上で条例の内容を検討

イ 公会計の実現までに実施すべきこと

現在、私会計で給食費を管理している市町（学校など）では、公会計に移行するまでの間、できうる限り公正に給食費の管理をするとともに、保護者への説明責任を確実に果たすなど、透明性が確保されるよう、配慮しなければならない。

具体的には、次に示す「給食費管理上の留意事項」を、どの市町においても実施する。

給食費管理上の留意事項

- 「給食費の取扱に関する規程」等を設け、透明性を高め、公正に給食費の会計処理ができるようにする。（見直し①）
- 経理の執行状況を、少なくとも年 1 回は監査する。（年度末監査の他に、中間監査をすることが望ましい）
- 監査の実施に当たっては、複数の監査委員を配置する。
- 監査委員は、校内の給食運営委員等を兼務しない。（教職員以外の第三者や会計処理の専門家を含めることが望ましい。）
- 監査終了後には監査報告書を作成し、給食会計の責任者（校長等）に提出する。
- 年度末に、給食会計報告書を作成し、監査後は保護者に対して決算報告を行う。（見直し②）

監査の範囲

給食会計に関する帳簿、その他の証拠書類（徴収・物資購入・支払い関係）、現金及び預金の管理、未収金及び未払い金の有無とその処理、物資の管理（翌年度に繰越す食材等一覧）、その他